

市議会だより



東広島

第131号

(平成18年第3回定例会)
平成18年12月1日発行



東広島現代美術プログラム2006 「安芸津DNA」

平成18年第3回定例会は、9月11日から26日までの16日間の会期で開催されました。

この定例会では、条例案等21件を審議し、9月13日から15日までの3日間行った一般質問では、14人の議員が登壇し、執行部の考えをたきました。

今号では、この定例会での一般質問や議決状況などについて紹介します。

目次	一般質問	2
	議決状況（駐車場条例が改正されました）	17
	行政視察報告	20
	市民の声／議会の動き／皆さんから出された陳情	21
	市議会からのご案内／議会豆知識／編集後記 ほか	22

■ 質問一覧（掲載分）

分野	質問項目	質問議員	掲載ページ
行政組織・税財政	u-Japan構想への取り組み	高橋 典弘	3
	強靱な財政基盤の強化計画	中曾 義孝	7
	職員の人員配置と職場環境	石原 賢治	9
	自ら稼ぐ自治体に向けて	石原 賢治	9
	新市建設計画と地域審議会のあり方	家森 建昭	15
	道州制と権限移譲	井原 修	16
福祉・保健・医療	市役所内の喫煙コーナー	小川 宏子	8
	自殺予防対策	高木 昭夫	10
	障害者自立支援法	森 真理子	12
	生活保護	森 真理子	12
	除細動器（AED）による救命率の向上	赤木 達男	13
環境・衛生	一般廃棄物処理施設の将来構想	梶谷 信洋	6
	ごみ減量化対策	中曾 義孝	7
	家庭ごみ処理	小川 宏子	8
	老朽化の進む住宅団地にある大型浄化槽の対策	麻生 豊	11
	合成洗剤による環境負荷の軽減策	赤木 達男	13
産業・観光・雇用	観光振興	牧尾 良二	5
	残り少ない公的産業団地の新たな開発	中曾 義孝	7
	農業における担い手育成	高木 昭夫	10
	新産業の誘致	家森 建昭	15
	雇用形態の改革	家森 建昭	15
	農業の省力化	家森 建昭	15
都市づくり	安芸津駅前広場整備	中平 好昭	4
	安芸津バイパス、上条浜田線、上条川整備	中平 好昭	4
	今後の周辺地域のインフラ整備	牧尾 良二	5
	一般住宅の開発に伴う公共的施設の帰属	梶谷 信洋	6
	農業集落排水事業の取り組み	梶谷 信洋	6
	公共下水道事業の整備計画	麻生 豊	11
	市街地等の浸水対策	森 真理子	12
	八本松駅前土地区画整理事業	大江 弘康	14
	市街化区域及び市街化調整区域の見直し	大江 弘康	14
教育・生涯学習・人権	学校運営	牧尾 良二	5
	学校図書館の人的配置	小川 宏子	8
	スポーツ施設のあり方	高木 昭夫	10
	生涯学習の推進体制	麻生 豊	11
	世界をリードする教育	家森 建昭	15
	教育施設の整備	井原 修	16
防災・安全	高潮対策	中平 好昭	4
	災害に強い安心・安全なまちづくり	赤木 達男	13
	消防体制の一元化	井原 修	16
その他	NPO支援システムの確立	高橋 典弘	3

一般質問

平成18年第3回定例会

議員は定例会で、市政全般について年2回執行部に質問することができます。平成18年第3回（9月）定例会では、14人の議員が一般質問を行いました。ここでは、質問と答弁の要約を掲載します。

質問者：高橋典弘（合志会）

NPO支援センター
支援基金の創設・条例化
について

【質問】

行政と市民が協働して地域づくりをしていかなければならない今、行政事務の一部を担うNPO法人の活用は不可欠であり、その育成が急務である。

NPO法人に関する総合窓口の設置について、協働事業・行政事務の委託などの事業展開について、NPO支援システム及び「NPO法人支援基金」の創設と条例化についての考えを伺う。

【答弁】 市長

NPOやボランティアは、多様化する住民ニーズや価値観に対しきめ細やかに応じながら、まちづくり・福祉・環境・国際協力などさまざまな分野での活動に広がりを見せており、公共サービスの領域に柔軟性・専門性・多様性を備えた担い手として、その重要性が認識されている。

市内には90を超える団体や多くの方々が、東広島市を住みよいまちにしていくこうとする活動をされている。現在策定中の第4次総合計画の基本構想に、地域協働社会の形成について盛り込む作業を進めている。

今後、市民協働の推進を図る部門

と合わせて、NPO総合窓口の設置を検討していく必要がある。

協働事業の展開や公共サービスの委託では、既に子育て支援事業「つどいの広場運営」をNPO法人が行っているが、今後もNPO法人の専門性、特性を生かせる分野でふさわしいものがあれば検討していく。

行政からの支援としては、情報提供や研修会の開催、団体間のネットワーク構築支援、連絡会議の開催などが考えられる。

NPO法人支援基金の創設であるが、有効なNPO支援策のひとつである。先進自治体の例を参考にし、全体の支援システムを検討していく中で研究する。

高度情報化計画の推進と
格差是正の対応について

【質問】

東広島市の高度情報化に対する施策は、先進自治体とかなり開きがある。早急に高度情報化戦略を明確にし、住民サービスの向上、情報基盤の整備促進に取り組む必要がある。

これからのシステム戦略と情報ネットワーク戦略のアクションプランを今まで以上に体系的に実践すべきと考えるが、その考え方を伺う。

また、情報格差のある地域の解消



NPO法人に委託し運営される「おやこひろば ゆめもくば」

は高度情報ネットワーク戦略の基本事業と考えるが、具体的にはどのように図るのか伺う。

【答弁】 企画部長

本市では、平成14年に高度情報化アクションプログラムを策定し、基本目標と事業のスケジュールを定め情報化を推進している。

行政の情報化では、一人一台パソコン体制の確立や、本庁・支所・出先機関、小中学校や保育所などの公共施設130か所のネットワーク化など、全庁的な事務の効率化・高度化を図ってきた。また、インターネット等を活用した市民サービスでは、東広島市ホームページを開設し、福祉・教育・イベントなどの情報の提供、申請書のダウンロード、相談や要望の受け付け、携帯電話からのアクセスなど機能アップを図っている。

本年度は工事関係の電子入札を実施し、広島県が県内市町と共同運営する電子申請システムの運用やイン

ターネット地理情報の導入も予定している。

情報技術の急速な進展により、国県の施策は変化している。また、本市でも合併による新たな枠組みが生じるなど、早急に新市の情報化戦略を策定する必要がある。本年8月に設置した地域情報化推進協議会で、情報化の課題や推進体制、大学や民間団体などの連携も検討している。

高速通信網については、採算性などの問題から、本市の一部に、民間事業者によるブロードバンドサービスや光ファイバー網の整備が期待できない地域があるが、無線LANや難視聴対策も含めたケーブルテレビなど、地域の実情に合った整備方法について検討を行っている。

ユビキタスネット社会の
構築に対する
対応策について

【質問】

コンピュータ技術が日常生活の隅々まで普及し、いつでも、どこでも、何でも、だれでも、簡単に利用できるというユビキタスネット社会の構築に対する対応策を伺う。

【答弁】 企画部長

ユビキタスネット社会の構築に向けて、広島大学・近畿大学・各種団体が構成される地域情報化推進協議会の提言を受けながら、本市が取り組むべき情報化施策について、第2次地域情報化計画を今年度中に策定する。

地域の拠点、東広島南玄関口
安芸津駅前広場整備
について

【質問】

安芸津駅前広場の整備は、昨年度実施した調査結果から見ても優先度の高い事業である。しかし、新市建設計画実施計画では、平成18～20年度は協議・検討の記述のみである。

整備方針、整備計画、担当部署などについて具体的な内容を伺う。

【答弁】 企画部長

駅前ロータリーの整備については、実施に向けた実態把握を目的として、昨年度、利用状況などの調査を行った。

この結果、駅の利用者は減少を続けているが、朝夕のラッシュ時は駅前ロータリーが混雑し利用者に不便な状況となっている。

旧町において整備の検討を開始した時点から相当期間が経っており、整備手法等について、改めて広島県やJRと協議を開始したところである。安全で利便性の高い駅前ロータリーの整備に向け、早期に方針を取りまとめたい。

なお、現在総合的な調整を企画部で行っているが、関係者との協議が調った段階で、担当の事業部門で整備を実施していく。

緊急性の高い課題の
取り組み
高潮対策について

【質問】

豪雨と高潮が重なると、河川のはららんによる床上浸水などへの心配が続く。高潮対策については、本年度基本計画を策定することとなり、市民も多大な関心があるが、現地での調査内容と進捗状況を伺う。また、策定された基本計画について、市民への公表や説明会を開催する計画はあるのか。

フラップゲートの設置や補修、河川などのしゅんせつの実施や予定箇所、本年度の高潮対策予算についても伺う。

【答弁】 市長

現在、高潮などによる浸水被害地区の原因を解析し、各地区の状況に応じた効果的、効率的な整備手法の検討を行っている。今後、降雨や潮位のデータ等を収集し、現地測量などの調査を実施した後、浸水箇所を抽出・解析、浸水対策の整備手法の検討や概算事業費の算出を行う予定で、来年度以降、この計画に基づき、浸水防止対策事業を実施していく。

調査結果や具体的な事業内容は、計画策定後、市民へ公表し、事業実施に伴う地元説明会等を開催する。

安芸津バイパス、
上条浜田線、
上条川整備について

【質問】

市が実施している浸水防止対策として、昨年度は、小松原地区のフラップゲート2基を設置したほか、前水除川のしゅんせつ、小久保川護岸のかさ上げ等を実施し、本年度は、上条川ほか2河川のしゅんせつを実施したほか、太郎水川、上条川護岸のかさ上げを実施する予定である。

また、高潮時用の仮設ポンプ設置などの予算を措置しており、緊急を要する浸水防止対策に積極的に取り組む。

安芸津バイパス・上条浜田線・上条川整備について、安芸津地域の全区长への説明や、地元関係者との協議を行うということであったが、その実施状況と意見や要望について伺う。また、関係地区住民へ整備方針、整備計画の説明会を早急に行うべきではないか。

これらの大規模事業の実施には、行政として一体的な対応をとれる体制の整備が必要であると思うが、その対応について伺う。

【答弁】 市長

安芸津バイパスは、5月から2工区の工事に着手しており、3月には国と市が合同で沿線の区長や土地所有者を対象に、4月には沿線の全住民を対象に、工事説明会を開催した。7月には季刊誌「あきつバイパス情



都市計画道路上条浜田線の改良工事

報誌」を創刊し、国土交通省のホームページでも情報提供を行っている。8月の地元同盟会の総会では、区長や地権者などを対象に事業説明会を開催した。説明会での意見や要望には、通学路の安全性の確保や騒音対策などがあったが、それぞれの対応について説明し、了承いただいた。

上条川の改修計画については、本年度も用地測量を実施予定で、7月末に地元説明会を開催した。また、9月末には、上条川の改修計画と上条浜田線の道路改良工事の進捗状況などに関する地元説明会を開催予定である。整備計画の説明会は、必要に応じて開催することとしている。

行政が一体的に対応するため、安芸津バイパスを実施している国との連絡調整や上条浜田線は都市部と安芸津支所が、上条川整備は建設部と安芸津支所が担当しているが、今後も安芸津支所を窓口とし、密接な連携のもと情報の共有化を図る。

質問者：牧尾良一（平成会）

「地域いきいき観光
まちづくり100選」に
選ばれた酒まつり

【質問】

国土交通省が全国の魅力的な観光地を選んだ「地域いきいき観光まちづくり100選」に酒都西条が選ばれた。今年度の「酒まつり」も来月に開催を控えているが、そのまつりの実行委員会の中核となる東広島市観光協会、東広島商工会議所への思いや期待するものがあれば伺いたい。また、酒蔵通りのトイレ設置などの整備について考えを伺う。

【答弁】 市長・都市部長

本市の酒まつりや酒蔵通りでの取り組みが、全国の中で100選に選



10月7、8日に開催された酒まつり

ばれたことは大変喜ばしく名誉なことである。

昨年2月の合併を受け、商工会の統合も視野に入れた広域連合への取り組みや観光協会の統合に向けた動きがあるが、団体の一元化により、さらに強力な推進体制での行政と一体となった取り組みが望ましい。

様々な課題もあるが、行政としてできる限りの支援や協力を行うので、いち早く一元化され、さらなる飛躍を期待する。

酒蔵地区の整備については、酒蔵地区まちづくり協議会が協議を重ね、平成15年に整備計画として30のメニューを提案している。この提案に基づく公衆トイレの整備などについて土地所有者と交渉を行っているが了承が得られていない。今後も交渉を重ねるとともに、状況によっては計画の見直しを行い整備を進めたい。

我が市の過疎・周辺地域の
今後のインフラ整備の考え

【質問】

限界集落とは、自治機能が低下し社会生活の維持が困難とされる集落で、高齢化率50%以上、19世帯以下を目安としている。本市の限界集落の実態と今後の取り組みを伺う。集落の維持には交通の利便性が鍵

を握っている。市役所がある人口集中地域までの到達時間が30分以上かかるような地域における、今後の道路などのインフラ整備の方針を伺う。

【答弁】 企画部長

限界集落の調査は、中国地方の中山間地域の集落の状況を把握するため実施された。本市の調査対象地域は旧福富・豊栄・河内・安芸津町で、調査の結果、限界集落数は519集落中58であった。この集落の多くが過疎地域に存在していることから、昨年策定した過疎地域自立促進計画に基づき、過疎地域の活性化のための各種施策を推進していく。

新教育長の所信
二学期制の成果と
今後の課題

【質問】

本市の教育は、県内の先進地域として高い評価を受けている。「新・学校教育レベルアッププラン」を策定され、各種事業の構想もあると聞くが、これからの東広島市教育の推進について、新教育長に所信を伺う。

二学期制を導入して2年目の前期が終わろうとしている。課題であった「学力の向上」や「子どもとの触れ合いの時間の確保」についての成果を伺う。また、その課題は何か。今後どのように制度の一層の定着を図っていくか伺う。

【答弁】 教育長・学校教育部長

新しい時代に対応する学校組織の

確立や思考力・判断力・読解力を伸ばす事業作りなど22の方針と、PTA活動への支援、授業技術再生など33事業を掲げた新プランを着実に推進を図ること、「市民1人1学習・1スポーツ・1ボランティア」を合

い言葉に、生涯大学システムアクションプランを着実に実践すること、これまで一貫して取り組んできた心の教育推進をさらに展開していくことを教育推進の柱とし、東広島市教育のため全力を尽くす決意である。

本市では、「学びに連続性をもたせる」「長い期間の中でじっくりと学習に取り組む」「教師と子どもが向き合う時間を確保する」ことなどを目的として、平成17年度から二学期制を導入した。この制度の導入により、年間の総授業日数が増加し、夏休み・冬休みの直前まで授業ができるようになったため、ゆとりを持った教育課程の編成が可能となった。毎年実施している標準学力検査でも、多くの教科で昨年度を上回るなど、いい影響を与えていると考えている。

また、全教員対象のアンケートでも、「二学期制の実施により、これまでより子どもたちと向き合う時間を確保できた」との回答が多くあった。

秋休みが短く前期と後期の気持ちの切り替えが難しいことや、前期の評価をしてすぐに入試のための評価をするという課題はあるが、事務処理の効率化や行事の見直しなど工夫改善し、一層の定着化を図る。

●その他の質問項目Ⅱ火葬場の今後

一般住宅の開発に伴う
公共的施設の帰属は

【質問】

都市計画区域内の道路や公園等の公共的施設は、都市計画法により開発行為が完了後、市に帰属されているが、小規模な開発や法施行前に造成された宅地では帰属行為がなされず、公共的施設に抵当権が設定されている場合も見受けられる。そこで、①法施行前に造成された団地などの公共的施設の所有権は誰か承知しているか。また、どう対応しているのか。②行政として所有権を取得するべく指導はしないのか、また、過去において指導してきたのか。③法に抵触しない地域での開発に市はどのように関わるのか、所見を伺う。

【答弁】 市長

①すべては把握していないが、建築確認申請などで把握できるものは住宅地図の整理を行い、必要に応じて情報提供を行っている。

②市に帰属されていない道路用地については、手続きや必要な作業について指導するとともに、市へ帰属するために必要な測量には補助金を交付し、修繕工事等には一定の負担金を徴収し市が工事を施工するなど支援を行っている。

③都市計画区域外では、開発面積が1ha以上の開発行為が許可の対象であるため、都市計画区域外である福富町と豊栄町での開発面積1ha未満の開発行為については、法による許可が不要で開発申請などは提出されていない。しかし、都市計画区域外で宅地開発などにより新設された公共施設については、公共施設管理者と構造や帰属に関して協議することとなっており、今後指導を行っていききたい。

農村地域における
生活污水处理の早期実現を

【質問】

黒瀬町の保田地区を除き、農業集落排水事業は休止しているが、現在計画構想で整備する計画に位置づけた地区があるのか。また、費用対効果を最優先すべきではあるが、農村地域の生活改善に寄与するために農業集落排水事業の復活を提案するが、所見を伺う。

【答弁】 産業部長

東広島市污水適正処理構想では、18地区を整備計画区域と位置づけているが、供用開始、整備中を除いた14地区を事業休止としている。農業集落排水施設を整備する区域は、公共下水道より1戸当たりの整備費が

高く、供用開始しているどの施設も維持管理費を使用料で賄えず、使用料も公下水道より割高であるため、今以上の値上げには賛同を得られない。さらに、県の補助割合が大きく下がったことから、旧町の事業を継続している保田地区を除き、維持管理費用が使用料収入で賄える処理方式が新たに開発されるまで、当分の間、事業の休止を余儀なくされている。この間の休止地区の生活排水は、合併浄化槽の補助制度を利用していただくようお願いしている。

一般廃棄物処理施設の
将来構想は

【質問】

現在、本市における一般廃棄物は、2施設で適正に処理されているが、ごみの減量化を実現してもこれらの施設が不要となることはなく、必ず更新または新設の判断を要求される時期が到来する。そこで、次の点について所見を伺う。

①安芸津町は、竹原広域行政組合の中で処理、処分しているが、新たな施策立案の中で、竹原広域行政組合と共同での処理施設計画立案の方向性はあるか。②計画立案から新規施設の完成、稼働までに要する期間をどの程度見込んでいるか。③現段階で本市で排出される一般廃棄物の処理施設を建設するとしたら、総事業費はいくらか。また、今後に向けての基金創設の考えはあるか。

【答弁】 生活環境部長

①竹原広域行政組合と本市のいずれの施設も平成27年度ごろには老朽化が進み、更新が必要な状況となると考えている。新たな施設整備には、竹原広域行政組合、竹原市、大崎上島町と協議を進めながら計画を策定する必要がある。

②新規施設の整備期間は、処理方式等の基本構想、設置場所の選定、住民合意などに4年程度、環境影響評価等の法的な手続きに2年程度、施設の建設工事に4年程度で、全体では10年程度必要と考えている。

③将来のごみ排出量や最近の他団体の実績から、用地費、造成費を除いた施設建設費は約130億円、し尿処理施設の約70億円と合わせて約200億円を見込んでいる。施設整備には多額の事業費が必要で、基金創設も一つの手法と考えるが、今後の財政運営の中で総合的に検討し、判断していく。



竹原広域行政組合 竹原安芸津環境センター

質問者：中曾義孝（新風21）

経済発展につながる
残り少ない産業団地の
開発について

【質問】

今年度、国が新たに導入した実質公債費比率（自治体の財政健全度を示す指標）が18%を超えた自治体は、公債費負担適正化計画を策定し地方債を発行することになる。本市は16・1%で、小さい方から県内9番目だが、今後、新市建設計画の実施や児童・生徒の急増問題への対応、三位一体改革の影響などで危機的な財政運営が予測される。どのような戦略で財政基盤の強化を図るのか。

企業の設備投資はバブル期以来の高水準だが、本市の公的産業団地の分譲率は約94%で、未分譲地は19・6haのみである。新たな公的産業団地開発の考えを伺う。また、寺家・八本松地域の通称「団子山」の県有地への公的産業団地開発について、県に具申しているのか。未分譲地のある団地、各未分譲地の面積、上下水道の整備状況、企業からの引き合いの状況、未分譲地完売後には団地開発に取り組むのか伺う。

【答弁】 市長・産業部長

国が地方分権制度改革に取り組む中、本市が安定した都市づくりを進めるには、バランスのとれた施策を

展開しながら、活力に満ちた市民の多様な活動の場を創造し、市の魅力を高める施策が必要である。これらを計画的・持続的に進めることが財政基盤の強化につながると考える。具体的には、歳入面では、産業施策の展開や収納率の向上対策による市税収入の確保、歳出面では、財源を有効活用するため、一層の施策の選択と集中に努めるなど、歳入歳出面からの方策を講じていく。

本市の公的産業団地の未分譲地は、河内臨空団地が3区画で約6・2ha、黒瀬工業団地が2区画で約2・6ha、広島中央サイエンスパーク、高屋東地区工業団地、テクノタウン東広島が1区画ずつでそれぞれ約1ha、約5・4ha、約4・5haで、上下水道はすべて整備済みである。



テクノタウン東広島の未分譲地（手前側）と立地企業

企業などからの引き合いは、黒瀬工業団地、河内臨空団地、テクノタウン東広島、高屋東地区工業団地などで数件ある。新たな団地の整備には早急に取り組むべきと考えるが、県は新規造成には慎重である。一方、大型投資を積極的に促進する姿勢も表明しており、本市に所在する県有地の条件が優良であれば、県など関係機関へ積極的に働きかけ、本市独自でも候補地を抽出するなど、既存団地の分譲状況や経済情勢を考慮しながら検討していきたい。

ごみの減量化作戦の
展開に向けた
行政の創意工夫は？

【質問】

本市のごみ排出量は年々増加し、その処理費は年間27億6000万円である。一方、神石高原町や広島市では一人一日当たりのごみ排出量が年々減少しているが、この要因は何か。本市が取り組むべき課題は何か。ごみの収集・焼却を行うことが行政の仕事ではなく、創意工夫し、ごみの減量、処理費縮減を図ることが本来の仕事と考えるが、見解を伺う。

【答弁】 生活環境部長

ごみの排出量が減少した神石高原町は、計量方法の変更が要因の一つと聞いている。広島市では、ごみゼロエミッション計画によるごみ減量化へ向けた啓発活動が実施され、減量傾向にあると聞いた。今後は、減量施策による効果が大きい自治体を

調査し、本市の施策に反映したい。現在、ごみの減量化、リサイクル推進について市環境審議会に諮問している。今後、審議会の答申を踏まえ、ごみの減量化、処理費縮減を推進するための市民の意識改革をはじめ、諸施策を講じていく。

指定ごみ袋の
有料化について

【質問】

ごみ処理経費は今後ますます増大すると予想されるが、指定ごみ袋の統一化の過程での議論が、ごみ排出者の責任の自覚を促し、ごみの減量化・資源化の推進につながると考える。また、家庭ごみの有料化で得られる収入はその用途を明確にするため、ごみ処理費に充てる特定財源とすることで市民の理解が得られると考えるが、指定ごみ袋を有料にできないか。またその目標年次を伺う。

【答弁】 生活環境部長

指定ごみ袋の全市導入は、合併協定書で、「合併後3年を目途に導入に努める。その価格はごみ袋の原価相当に統一する」としていることから、来年度早い時期に原価相当額の指定ごみ袋の導入を実施したい。

ごみの有料化については、将来的には検討したいと考えている。審議会の答申を踏まえ、有料化に伴う歳入を特定財源とすることによる市民の意識改革や目標年次などを含め、その方向性を決定していきたい。

家電4品目・パソコンの処理とプラスチックの適正分別

【質問】

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目は家電小売店が、パソコンは製造メーカーが回収することとなっているが、買い替え以外の場合、小売店に相談しにくいとの声を聞く。また、年配者のパソコン利用も増加していることから、収集場所の設置や回収サービスを市が行うことはできないか。

今年6月から、ペットボトル以外の容器包装リサイクルプラスチックで汚れが取れないものは燃えるごみとして排出することとなったが、燃えるごみとして排出することに抵抗を感じるとの声を聞く。市民へのより具体的な説明を求める。また、市作成の「ごみの出し方」チラシには、裏表両面に説明が記載されており、壁にはると片面は見る事ができない。工夫が必要ではないか。

【答弁】生活環境部長

家電4品目等については販売店などによる回収が定着している。また、市が新たに収集運搬を行うと、原則販売業者、製造業者が処理するという法の趣旨に沿わない。しかし、販

売業者などに引き取り義務がない場合の補完措置として、市の戸別の有料収集制度がある。今後は制度のPRや相談に努めるとともに、販売店への協力を求め、現在の方法での円滑な処理に努めていく。

リサイクルプラスチックは、洗浄し中身を取り除いて排出するのが原則だが、洗浄せず中身が若干付着している程度であれば、収集段階では判別不可能で、収集せざるを得ないと考えている。また、財団法人容器包装リサイクル協会が定める受け入れ基準にも適合している。内容物を除去できず、多量に残っているものは、可燃ごみ扱いとなる。わかりづらいとの指摘の「ごみの出し方」チラシは、今後改善していく。

市役所内の喫煙コーナーに警告

【質問】

喫煙に起因する疾病による医療費は年1兆3000億円と言われているが、喫煙による医療費膨張の防止は喫煙の課題である。しかし、本市の庁舎ロビーの喫煙コーナーは、テレビ娯楽コーナーと並んで設置されており、煙を遮断する仕切りも無い。多くの市で受動喫煙防止の工夫がなされているが、市長の考えを伺う。

【答弁】総務部長

庁舎内での分煙は、空気清浄機の設置などにより実施しているが、仕切りが未設置のため、煙が空気清浄機を通らず、フロアへ流れ出す状況にあり、完全分煙とは言いがたい。「受動喫煙防止のためには、喫煙場所は十分に密閉されて空気が漏れない閉鎖空間に限られる」との判例もあることから、本庁舎の完全禁煙も視野に入れながら、当面は本庁舎内の分煙化に向け、具体的な対策を行っていく。



市役所ロビーの喫煙コーナー

学校図書館への配置を

【質問】

子どもが読書に親しむ環境のうち、主要なものは学校図書館である。

児童生徒が気軽に集う学校図書館となるには、魅力ある資料の整備、図書館スタッフの配置などが重要な要件となる。平成15、16年の緊急雇用対策では読書活動推進員が配置され、「自由に図書館に出入りするようになり読書量が増えた。この制度を継続してほしい」などの声を聞いた。学校図書館の役割は生徒指導においても大変大きいと思うが、制度終了後、学校図書館はどのように運営されているか。また、今後の専門スタッフの配置をどう考えるか。

【答弁】学校教育部長

制度終了後、専門スタッフは配置していないが、学校図書館運営の中心となる司書教諭を小学校23校、中学校11校に配置した。また、司書教諭等研修会なども実施している。

その結果、本市の小中学生の読書時間は県全体と比較して長いとのデータを得た。学校図書館は、不登校傾向の児童生徒などにとって重要な役割を果たす可能性があるが、中学校では、開館時間以外は図書館を施設しており、また、ほとんどの司書教諭が担任などの兼務で十分に図書館運営に携われないなど、学校図書館としての機能を十分に果たしていない。そのため、司書教諭の授業軽減など、開館時間延長への方策を考えたい。また、現在、「子どもの読書活動推進計画」を策定中であり、この中で、専門スタッフ配置の具体化に向けて検討していく。

質問者：石原賢治（市民クラブ）

地方行政を展開できる
職員の配置と
職場環境の整備を

【質問】

本市は、合併後の職員を適切に配置するため、今年3月に定員適正化計画を策定した。しかし実態は、一律4・6%の地方公務員純減を求め国の施策を受け策定したもので、清掃収集業務の民間委託などを行う本市のように、独自にスリム化を行う自治体にまで一律の削減を求めるのはどうかと思うが、考えを伺う。

計画には、職員を平成17年度から5年間で87人（5・4%）削減とあるが、類似都市との比較で超過とされた農林水産、維持・建設部門などでは、市の基盤整備や、市長が公約で掲げた農林水産業の活性化など、本市特有の事情もあり、当分の間縮小は不可能と考える。また、本計画は庁舎建設が前提であることから、計画の見直しが必要ではないか。

昨年度の時間外勤務は1人当たり234時間、心の病で休職する職員は前年比2人増の14人で、以上の人員削減による職員の健康破壊を懸念するが、慢性的時間外勤務の原因をどう分析するか。また、適正化計画の実行により、障害者の法定雇用率や特定事業主行動計画の達成が困

難になると思われるが、考えを伺う。消防職員のメンタルヘルスを含めた健康管理等への取り組みを伺う。消防職場の問題を解決し、働きやすい職場とするため設置されている消防職員委員会の活動状況と、開催回数や審議結果の職員への周知など規定が遵守されているのか伺う。

【答弁】市長・総務部長・消防局長
今回の定員適正化計画策定は、総務省が昨年3月策定した新たな指針が契機となったが、合併後の職員配置状況が明確となったことにより、懸念の課題へ対応したものである。類似都市との比較に当たっては、部門ごとに、本市の実態に即した分析に努めた。庁舎建設計画は変更されたが、支所の事務効率化・スリム化は今後も取り組むべき課題であり、引き続き適正化計画の実現に向け努力する。

昨年度は、上半期において、合併後の影響などで時間外勤務が増加したものの、年度中途の人事異動や時間外勤務の取扱基本方針を定めたことにより、年間では、平成15、16年度の時間外勤務時間数を下回った。法定雇用率、特定事業主行動計画の達成に向けて、積極的に取り組む。消防局では衛生委員会を設置し、衛生事業の検討を行っている。内容は、産業界による健康相談、職場巡回、職員対象の衛生研修会の実施な

どで、現場出勤で職員が精神的ショックを受けた場合速やかに委員会を開催するとしている。また、B型肝炎の予防接種や人間ドックを受けやすいよう、勤務体制に配慮している。消防職員委員会は毎年開催しており、職員に審議結果などを文書で周知している。

有料広告事業で
自治体の
新たな財源の確保を

【質問】

自治体のホームページや広報誌などに有料広告を掲載し、新たな財源を確保する自治体が増えているが、「稼ぐ自治体」に対する考えを伺う。

【答弁】総務部長

広告掲載の場が、市の広報誌やホームページという、市民が無条件に信頼する場であり、また、公共サービスや福祉の担い手という、市の存在目的を考えると、企業や広告内容のチェック方法など、十分な検討が必要である。

今後、先進自治体の状況を勘案し、本市の考え方を整理していきたい。

市役所本庁駐車場の
適正で有効的な利用を

【質問】

市役所や公民館に用事のない人が市役所駐車場を利用することで、本来用事のある人が駐車できず、迷惑

となっている。また、西条駅付近には多くの有料駐車場が整備されているが、休日や夜間の市役所駐車場の無料開放で民間駐車場経営を圧迫してはいないかと思う。そこで、例えば、時間を区切り、来庁後1時間は無料、その後は有料とするなど、市役所駐車場の有料化を検討する時期に来ていると考えるが、見解を伺う。

【答弁】総務部長

市役所駐車場は、現在、不定期に混雑するものの、慢性的な不足状態ではない。また、夜間や休日の開放では自動車の長期放置や廃棄自動車なども発生していない。夜間や休日のイベントでは駐車場の占用も許可しており、維持管理上問題は無い。

市役所駐車場を有料化にすると、目的外の駐車を制限できないため、来庁者の駐車スペースが不足する事態も予測されるが、市役所駐車場のあり方を総合的に検討する時期には来ていると考えている。



休日・夜間に無料開放されている市役所駐車場

農業における
担い手育成について

【質問】

国が来年度から実施する「品目横断的経営安定対策」などの農業支援策は、対象を認定農業者や集落農場型農業生産法人など、一定以上の農地を集積した農業者や地域に絞ったものとなっている。本市の認定農業者は36名、集落農場型農業生産法人が9法人で、それぞれ162・7ha、363・3haの農地を集積しているが、広島県は、410法人の設立を目指していることから、本市としてはさらに1000ha以上の集積を行う必要があると考えるが、今後どのように農地の集積を推進していくのか。

中山間地域等直接支払制度は、担い手の育成を資金面から支える制度だが、Ⅰ期の最終年度である16年度の協定数101に対し、Ⅱ期の初年度である17年度は81に減少している。この原因と、本制度を有効活用するための市の方針を伺う。

来年度から新たに実施する「農地・水・環境保全向上対策」は、農業生産法人などの担い手が関連し、かつ5割以上の集積がある集落が行う農地・農業用水などの保全活動に

【答弁】 市長

対し交付金を交付する制度だが、この制度を早期に周知し、活用できる状況をつくり出す必要があると思うが、考えを伺う。

本市は平成9年度から集落農場型農業生産法人の設立支援を行ってきた。来年度から実施される品目横断的経営安定対策では、認定農業者や農業生産法人が支援の対象となることから、今後も育成・支援が必要である。広島県では、自立できる農林水産業を目指し、担い手中心の力強い農業構造の確立を重点施策としている。本市も、県の施策に合わせ、認定農業者を志向する農家を対象とした説明会を開催している。また、「集落法人育成・経営強化地域プロジェクト計画」を策定中である。今後、関係機関との協力を強化し、担い手支援、農業生産法人設立支援をより一層推進したい。

中山間地域等直接支払制度の協定集落数や面積の減少は、集落をまとめる人材の不足や、農業従事者の高齢化や担い手不足などが主な原因である。一方、農業生産法人や認定農業者を核とする集落は、全集落が再協定を行っている。今後、農区長会議などで広く啓発活動を行い、特に農業生産法人などの担い手育成支援と合わせて推進することも必要と考えている。

「農地・水・環境保全向上対策」については、まだ具体的な要領が示されていない。詳細な内容が提示され次第、対象集落などへの説明会の開催など、事務を進めていく。

自殺予防対策について

【質問】

日本の自殺者は、人口10万人当たり男性が35・2人で世界3位、女性が13・4人で世界1位であり、政府は、今年6月に自殺対策基本法を成立させ、自殺防止に乗り出した。外国では、原因を分析し、自殺者を30%減らした例もある。本市も何らかの対策が必要と思うが、考えを伺う。

【答弁】 福祉部長

本市では、昨年度38件の自殺があった。市としては、現在、家庭などの悩みに応じるハート相談や消費に



夜間照明が設置されていない東広島運動公園陸上競技場

係るトラブルに応じる消費生活相談、母子保健・成人保健の相談、子育て相談、10月から設置する身体・知的・精神障害者の3障害の総合相談事業などがある。今後、広報紙などによる普及啓発や対象者の把握、相談機関への連携を推進し、自殺者の減少を図りたい。

スポーツ施設の
あり方について

【質問】

本市のスポーツ施設や小・中学校グラウンドへの夜間照明の設置状況を伺う。また、夜間照明が全く設置されていない地域があると聞くが、この状況をどう考えるか。

また、完成後11年が経過した東広島運動公園陸上競技場にはいまだに夜間照明が設置されていない。設置時期を伺う。

【答弁】 生涯学習部長・都市部長

現在、小学校6校、中学校5校、市民グラウンド4か所、東広島運動公園多目的広場などに夜間照明を設置している。市として未設置である黒瀬地域では、県立黒瀬高校に設置されており、市民に利用されている。照明の新設の場合には、周辺住民の了解を得る必要があるが、早い時期に取り組みたい。

東広島運動公園陸上競技場への照明灯設置は、今後の市民ニーズや必要性を勘案しながら検討していきたい。

質問者：麻生 豊（合志会）

老朽化の進む住宅団地にある大型浄化槽の対策は

【質問】

公共下水道事業等の処理区域外で大型浄化槽を設置し、20年以上が経過した団地が数多く見受けられる。これらは個々の団地単位で維持管理し、市が目指す、水洗化率の向上に寄与している。しかし、酸によるコンクリートの腐食、地震などによる劣化等、浄化槽本体の老朽化も進み、不測の事態が発生した場合、当該団地はもちろん、下流域住民、そして行政も深刻な影響を受けることを危惧している。また、その修繕、修理には多額な費用とある程度の工事期間が予想されることから団地住民は不安でいっぱいという状況である。今後、なんらかの救済策が求められるが、住宅団地の大型浄化槽の老朽度や管理運営などの実態把握、大型浄化槽の修繕・修理に対する救済策又は制度の検討を行っているか。

【答弁】生活環境部長

全市域で、公共下水道等（農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業を含む）の処理計画区域外にある住宅団地のうち大型浄化槽を設置しているのは、49団地（旧市41、黒瀬6、安芸津2）程度である。

個々の浄化槽の老朽度、補修内容、管理運営等の実態は把握していない。修繕、修理に対する補助制度は、国においてはあるが、県が呼応した助成制度を設けていないので、県内すべての自治体が補助制度を制定していない。市は、県に対し、広島県市長会を通じて制度創設の要望をしている。

公共下水道事業の整備計画について

【質問】

黒瀬町上保田地区は、市街化区域の近隣商業地域に用途区分され、いろいろな商業施設が立地する黒瀬地域のメインストリートである。しかし、市街化区域内でありながら、公共下水道整備計画の区域指定から取り残された地区でもある。一刻も早く認可区域に編入すべきと思うが、いつ頃になるのか。また、他地区にはこのような例はないか。

【答弁】市長

黒瀬処理区は、市街化区域面積347haに対し、公共下水道事業を実施する事業認可区域は203ha、認可区域内の整備面積は、63・2haで整備率31%である。6haの上保田地区は将来の整備区域であるが、未認可区域であり、認可区域の拡大は、

国の指導により、特段の理由がある場合を除き、原則、現認可区域内の整備率が80%以上となる必要があるが、現時点での編入は難しい。上保田地区と同様に市街化区域でありながら、事業認可区域となっていない区域は、東広島処理区で市街化区域面積2197haに対し、44haである。

生涯学習の推進体制について

【質問】

本市では、生涯学習の推進拠点として、1小学校区に1公民館が配置されている。その公民館のありようも、1中学校区に1施設の拠点公民館とその他は地区公民館というようになろうとしている。

黒瀬町には、生涯学習の推進拠点として文化センターがあるが、各学校区に公民館は建設されておらず、集会所が生涯学習などに活用されている。そこで、各学校区の集会所の中から拠点集会所を指定し、他の公民館と同様に公民館事業を取り入れていけば、生涯学習の推進に役立つと思うが、市の見解を伺う。

【答弁】生涯学習部長

本市では、東広島市生涯大学システムアクションプランに基づいて、「市全体を学びのキャンパスに」をスローガンとして生涯学習の推進を図っている。合併を契機とし、広域化した東広島市全域に「生涯大学シ

ステム」を機能的かつ効果的に実働させるためにも、生涯学習推進の基盤である公民館や地域の学習施設を体系化するため、「学習圏構想」について取りまとめ作業をしている。

この構想は、13の中学校区に学習圏拠点（調整館）を定め、当該学習圏域内の他の公民館や類似施設と連携、調整を図り、補完的あるいは一体的な運営をしていくものである。これを黒瀬町に当てはめると、黒瀬文化センターを学習圏拠点とした上で、各小学校区内の既存の集会所等で学習圏域を構成すれば、黒瀬文化センター活動推進員等の専門職員を集会所に派遣することによる計画的な社会教育の展開やまちづくり等の活動支援体制の確立も可能となる。今後も、関係機関や関係所管課とも十分に協議を重ね、東広島市独自の教育資源を最大限活用した特色ある生涯学習の運営体制をなるべく早い段階で整えたい。



黒瀬文化センター

**自立支援法による
障害者の実態調査と
負担軽減策を**

【質問】

障害者の福祉サービス利用料が原則1割の応益負担となり、施設退所や施設経営の悪化などの問題が出ているが、負担軽減の考えはないか。また、厚生労働省調査では、県内で21名が負担増により施設利用を断念しているが、本市の実態を伺う。

全国の施設が、報酬単価引き下げなどで危機的状況にあるが、国に打開策を強く要求するとともに、自治体独自の支援策が必要ではないか。また、市が独自に利用料を決める補装具や日常生活用具、コミュニケーション支援事業は、無料又は低料金をすべきと考えるがどうか。

【答弁】 福祉部長

国において、定率負担や食費等の実費負担に対する低所得者の軽減策、利用者負担決定に当たっての工賃控除額の引き上げ、利用日数の低い施設の収入が激減しないような加算措置などが講じられることや介護保険制度などとのバランスから、自治体独自の減免、支援の考えはない。

また、本市では、高額の年金収入により、食費等実費負担分の軽減が受けられず身体障害者入所更生施設

利用を取りやめた方が1名いる。

日常生活用具と補装具は定率負担とし低所得者の軽減を検討しており、手話通訳などのコミュニケーション支援事業は無料の予定である。国や県へは、制度の課題等について引き続き意見を述べていく。

**生活保護制度の周知と
国民の権利としての
申請保障を**

【質問】

①全国で生活保護申請拒否に係る痛ましい事件が起きているが、繰り返し保護制度を周知することが必要ではないか。広報紙での周知の考え、パンフレットの作成状況、あわせて水道・ガス料金等を長期滞納している世帯へ関連企業の協力により制度を周知する考えがないか伺う。

②保護申請時のプライバシーの質問は申請書受理後に行い、申請書は窓口において、申請意思のある人に提出させるべきと思うがどうか。

③保護費支給に当たっては、全額金額だけの記載ではなく、項目別明細書に変更すべきと思うがどうか。

④くみ取り料金も下水道使用料のような軽減策が必要ではないか。

【答弁】 福祉部長

①本市では、ホームページなどによる広報・啓発や民生委員などによる

要保護者の把握に努め、相談に応じている。広報紙での周知は、今後、総合的福祉サービス情報の広報などの際に取り組み。現在作成中のパンフレットは、10月に関係機関等へ配付し、市民への周知を図る。水道、ガス、電気料金等が長期滞納の生活困窮者へは、関連企業等によるパンフレット配付など保護制度周知を図る。

②プライバシーに関わる質問は、保護相談時に相談者の同意を得て行っている。保護申請は、本人に申請の意思があれば受け付けている。

③保護決定時や額変更時は内容を明記した通知書を送付するが、その後は変更がなければ渡していない。今後、システム更新時に検討する。

④くみ取り費用は、公共下水道普及前から生活扶助費に含まれ、下水道使用料減免を見直す自治体もあることから、現在減免の考えはない。



生活保護制度を解説した「生活保護のしおり」

**市街地等の
排水能力の調査と
抜本的浸水対策を**

【質問】

本年8月の集中豪雨による西条地区市街地の浸水被害の要因は、市街地を流れる黒瀬川と半尾川が、降雨時に周辺地域の雨水を吸収し下流に押し流せないこと、また、かつて雨を吸収していた田畑を宅地化する過程で、排水対策を怠ったからである。

そこで、①市街地内の水路と集水区域、排水能力などの調査、②抜本対策のための関係課による検討委員会設置、③抜本対策までの応急対策、④集中豪雨への抜本的な浸水対策を提案したいが、見解を伺う。

【答弁】 市長

①当面、人口集中市街地の中で緊急性が高い地域の調査を行う。

②建設担当部局や財政部局を含めた総合的な組織の設置を検討する。

③地域防災計画に、気象状況に応じた体制整備や対処を明記し、これまで大雨洪水警報発令時の防災準備班による警戒や災害復旧事業等が必要な措置を講じてきた。今後も防災体制整備や復旧事業に取り組み。

④市の排水路改修等と県の河川改修を一体的に行うため、排水路の能力調査結果を踏まえ、県と雨水排水対策を検討し、排水路や河川の局部的改修など暫定的対策も検討する。

●その他の質問項目 学校図書館の整備と運営

質問者：赤木達男（市民フォーラム）

災害に強い安心・安全なまちづくりについで

【質問】

①本市では、8月の呉市、江田島市に給水する送水トンネルの崩落と同様の事故を想定しているか。送水管・トンネルの点検状況、配水迂回ルート設置状況とあわせて伺う。また、本市地域防災計画に掲げた水道施設耐震化、水源の多系統化、配水ブロック化、配水コントロールシステムの進捗状況と県水依存から自己水源へのリスク分散の考えを伺う。

②市内で災害発生が予測される地域とその対策、広島大学で考案された土砂災害予測システムへの連携及び異常降雨や宅地造成などで雨水流入経路や流入量が変化し発生する宅地浸水被害などへの対応を伺う。

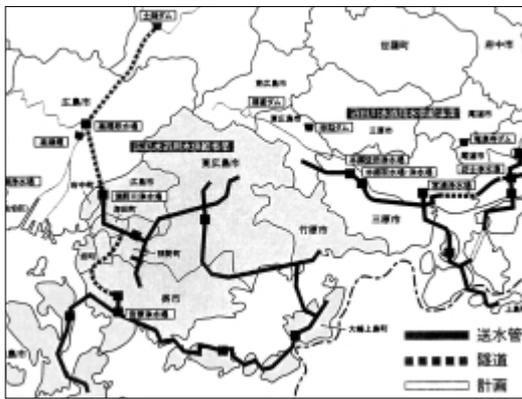
③在宅要援護者の情報整備、障害に応じた情報提供システム、必要最小限のマニュアル作成及び地図情報提供サービスの内容を伺う。

【答弁】市長・水道事業管理者・福祉部長・総務部長

①本市も事故発生の可能性はあるが、県は、当面送水管更新は不要と判断している。導水トンネルは最新技術を検討中で、管路の巡視点検も行っている。なお、本市への配水は熊野・竹原ルートだけで、県に迂回

ルート整備等を要請していく。また、新設配水池などは耐震化し、管網整備による水源の多系統化、管網解析シミュレーションシステム導入による復旧の迅速化を図るとともに、水道施設の維持管理に努め、災害対応調整池増設等を県に要請していく。

②災害発生が予測される箇所は地域防災計画に取りまとめ、早期復旧に努め、避難活用情報等を掲載した防災ハザードマップの市内全戸配付や防災情報ホームページの公開も行う。広島大学土田教授の研究チーム考案の斜面危険度判定調査は、約10か所での土石流発生の事前予測の調査研究で、本市も支援、協力を行う。宅地浸水被害等の対策としては、緊急性が高い地域の現況排水路能力調査などを県と連携して検討する。



広島県営水道の送水ルート

③迅速な避難支援に必要な要援護者リストは、個人情報保護など課題もあるが、情報登録希望も多く早急に体制を整備したい。さまざまな情報伝達手段を活用した音声や文字情報の一斉伝達システム構築や、携帯電話のカメラ撮影により画面上に防災情報が表示されるQRコードのハザードマップへの掲載を検討するとともに、インターネットで情報入手できる行政情報提供用地理情報システムを来年度から開始する。

除細動器(AED)による救命率の向上について

【質問】

除細動器(AED)などによる救急到着までの救命措置が重要とされる中、本市の除細動器の配備状況と今後の配備計画を伺う。また、除細動器での救命措置と同時に、心臓マッサージや人工呼吸も必要であるが、これらの講習の実施状況を伺う。

【答弁】消防局長

本市では、東広島運動公園体育館、黒瀬屋内プールや小・中学校などへの除細動器配備を進め、救急救命講習で使用方法の周知を徹底している。また、民間では、大学、ゴルフ場等に配備されており、今後も設置の要請をしていく。なお、救急救命講習では心肺蘇生法も指導しており、受講者の目標を年間約5000人とし、ホームページ、広報紙等で講習開催案内の周知を図っている。

合成洗剤の使用による環境負荷の軽減について

【質問】

本市では、マンシヨンの床清掃やガソリンスタンドの洗車などで多く使用される合成洗剤が、河川に流れ込む実態はないか。また、市の施設での合成洗剤の使用状況、合成洗剤対策推進指針等の策定状況、業務用合成洗剤の成分表示義務化の国等関係機関への働きかけについて伺う。

【答弁】生活環境部長

合成洗剤は使用規制がなく、実態把握していないが、公有水面の汚染情報を得た場合は、放流水質改善指導を行っている。また、ガソリンスタンドなどの自動式車両洗浄施設は、水質汚濁防止法の特定施設に該当し、1日排水量50t以上の施設には県条例で水質基準を定めているが、50t未満の場合規制がなく、河川汚染の原因となる可能性がある中で、監視、情報収集に努め、公有水面の水質保全に向けた指導を行う。市有施設の清掃には洗浄用洗剤を使用し、給食センターの食器洗浄では多量の洗剤を使用している。本市に対策推進指針はない。県の要領も合成洗剤無燐化推進のもので、無燐化定着後、県からの要請はない。家庭用品品質表示法における洗剤の品質表示の義務化などから、個人や事業者への意識啓発が必要だが、具体的施策は県と協議・検討する。

八本松駅前
土地区画整理事業について

【質問】

八本松駅前土地区画整理事業について、工事に着手する時期を伺う。

八本松駅から原地区へ向けての幹線道路である主要地方道馬木八本松線は、道路幅が狭く歩道が無いことに加え、近年は慢性的な交通渋滞により、児童・生徒などの交通事故が発生している。歩行者の安全確保や交通渋滞解消のために、早期整備が必要と考えるがどうか。また、この道路は八本松駅前土地区画整理事業区域内に位置しているが、区画整理事業との整合性をどう図っているか伺う。

八本松小学校は、児童数の増加に対しプレハブ校舎で対応しており、運動場も狭いが、八本松駅前土地区画整理事業で敷地を拡大できないか。また、多機能な公民館の施設を建設し、本事業を将来のまちづくりの模範とする考えはないか。

【答弁】 都市部長

八本松駅前土地区画整理事業は、平成元年に都市計画決定を行ったが、地元の合意形成が図れないことから事業を休止していた。その後、地元有志が本地区のまちづくりを推

進するために協議会等を設立し、これまで研究・協議を重ねている。その結果、関係権利者も事業に前向きに取り組まれることとなり、先日の説明会でも事業への反対意見はほとんどなかった。今後は、来年度に線引きの見直しや都市計画の変更、平成20年度に事業認可や土地区画整理審議会の設置、仮換地の指定などを予定しており、早ければ平成21年度から工事着手したいと考えている。

主要地方道馬木八本松線は、国道486号から都市計画道路下条磯松線までを幅員30mで、それより南側は25mで都市計画決定されており、八本松駅前土地区画整理事業区域内の延長約550mは、土地区画整理事業と一体的に整備する。その他、下見地区や東広島呉自動車道の馬木



道路幅が狭く危険な主要地方道馬木八本松線

インターチェンジの取り付け関連での整備が進んでいるが、その他の区域は事業未着手のため、今後も県に対し、早期整備を要望していく。

八本松駅前土地区画整理事業では、公共施設として、道路、公園緑地などの整備のほか、八本松小学校、八本松幼稚園の敷地拡張を予定しており、その他の公共施設は、今後、必要性を勘案しながら検討していく。

都市計画法上の
線引き見直しについて

【質問】

本市には、市街化区域と市街化調整区域に区分する「線引き」を行った都市計画区域（旧市と黒瀬町）、線引きを行っていない都市計画区域（河内町、安芸津町）、都市計画区域外（福富町、豊栄町）があり、パランスのとれた計画的なまちづくりを推進するために、これまでと同様、線引きを中心とした都市計画による規制や誘導が実施されると思うが、今後、都市計画区域の設定などを行うか。また、現在、線引きの見直しが行われようとしているが、どのような考えに基づき行うのか。

平成15年から、市街化区域に近接した市街化調整区域でも、条件を満たせば住宅などの建築が可能となったため、市街化調整区域内での開発が増加している。特に、西条東地区を含む国道486号の南側から黒瀬

川までの区域では、多くの戸建住宅や共同住宅が建築されているが、区内の道路は、ほ場整備の際に整備された狭い道路で、通行に危険な場所や救急車などの緊急車両が進入できない場所が多い。また、排水路の能力が不十分であるため、今後、慢性的な浸水被害が予想される。当地区は、今回の見直しで市街化区域に編入するのか。また、安全で快適な生活環境を築くために、地区内の道路や水路へ何らかの対策を講じる必要があると思うが、考えを伺う。

【答弁】 市長

都市計画や線引きの見直しに当たっては、人口の増減など、各地域の実情を考慮する必要がある。また、新市建設計画掲載事業のうち、公園事業や公共下水道事業は、都市計画区域でなければ実施できないため、各事業内容の精査が必要である。人口減少社会到来など、今後の社会情勢を考慮する必要もあり、これらを総合的に勘案しながら、都市計画区域や線引きの見直しについて検討していきたい。

国道486号の南側から黒瀬川までの間の市街化調整区域については、宅地化進行による市街地形成の状況を勘案し、一部区域を市街化区域に編入する方向で協議中である。

また、急速な宅地化により、交通量が増加し、雨水が急速に水路へ流出するなどの変化が生じている。このため、現状を踏まえながら、まちづくり計画を含めた総合的な計画を検討していきたい。

質問者：家森建昭（合志会）

先駆的都市をめざして
今必要な施策は

【質問】

①市内工業団地のほとんどが分譲されたと聞いているが、今後の工業用地対策について、市企業誘致プロジェクト本部で議論されているか。

②オランダでは、正社員とパートタイム従業員の賃金、社会保障制度などが同じで、パートタイムとフルタイムを切り替えられる制度があるが、本市で導入の考えはないか。また、雇用形態改革の考えも伺う。

③新教育長を迎え、本市の教育方針が大きく変わるのかどうか、また、本市で育った子供たちが、将来地元や世界をリードするには、どのような教育が必要と考えるか伺う。

【答弁】 市長・総務部長・教育長

①企業立地の進展で本市の公的産業団地の分譲率は93・8%となったが、今後も未分譲区画への立地を進め、新団地整備も検討する。また、本年7月の市企業誘致プロジェクト本部設置で、企業のニーズや課題等へ迅速に対応できると考えている。

②地方公務員の基本的基準が法定められ、一般職の職員は常時勤務が前提となっていることから、オランダの制度の導入は困難である。

今後、定員適正化計画で職員数を削減する中、効率的な行財政運営を行うため、実現可能で、効果的な雇用・勤務形態のあり方を探り、国の動向にも注視していく。

③本市は、小学校の英語活動や二期制などを他市に先駆け導入し、高い評価を受けており、新・学校教育レベルアッププランも推進する中で、大きな変化はないが、必要な改革やチャレンジは大胆に行う。

世界をリードする人材の育成には、教師の教育への情熱や家庭での生活指導、英語を活用したコミュニケーション指導などが必要で、レベルアッププランへも施策を盛り込んでいる。

新市建設計画と
地域審議会のあり方

【質問】

①新市建設計画の中心である庁舎建設の凍結で、他の計画への影響を心配するが、庁舎建設の日程などを早期に示せないか。市民ホールや消防庁舎の建設時期とあわせて伺う。

②地域審議会に諮る計画変更とはどのような場合か。また、豊栄の下水道整備の対象区域見直しの説明が、地域審議会より先に対象住民に行われたと聞いたがなぜか。

③地域審議会での意見を施策に反映させた事例はあるか。また、審議会のあり方について考えを伺う。

【答弁】 助役

①新市建設計画掲載事業の具体化に向け、総合的な事業調整を行い、整備手法も工夫しているが、状況に応じて見直しを行い、全体のバランスをとって対応する必要がある。

新庁舎建設は、早期に結論が出るよう再度検討を行っており、市民ホールや消防庁舎の建設は、関連事業の進捗状況や消防広域再編の動きなどを見据えて進めていきたい。

②事業そのものの追加・廃止の場合は地域審議会での諮問、答申が必要だが、事業内容・規模の見直しの場合は必要としない。

豊栄町の公共下水道事業の見直し区域は、今年度の実施区域と重なり、早急な見直しが必要なことから、先に地元説明会を開催した。

③施策に反映したものは現在ないが、実施効果の向上につながる意見等は反映するなど、今後も、実効ある審議会運営に努める。

農業の省力化について

【質問】

①農業法人化をした、もしくは法人化の検討中の地域で後継者は確保されているか、また、農業法人化をどのように推進しているのか伺う。

②豊栄の乃美地域では、果樹園で

用いる防草シートをけい畔に用いし、芝桜などを植えて草刈り作業の軽減を図っているが、シート導入への支援の考えはないか。また、他に草刈り作業の軽減策があれば伺う。

③市道のり面に防草シートを応用できると考えるかどうか。

【答弁】 産業部長・建設部長

①市内に9つある集落農場型農業生産法人では、後継者問題を重要課題と認識し、若い世代の役員登用など対策を講じており、本市地域農業集団連絡協議会の法人部会で意見交換も行っている。関係機関と連携し、引き続き法人設立支援を行う。

②豊栄町乃美地区の取り組みは、本市のモデルとなるものだが、防草シートへの助成は困難で、農業公社などへの委託で対応してほしい。

③現段階では対応が難しく、地域の美化作業へ支払う報償費を、シート購入などに活用してほしい。



豊栄町乃美地域で使用されている防草シート

質問者：井原 修（平成会）

道州制と権限移譲について

【質問】

今年度から、現行制度上で移譲可能な121項目の事務・権限が県から本市に移譲される計画と聞か、権限移譲の実施には、組織機構の見直しや十分な能力を持つ人員の確保が重要で、様々な研修などを行う必要がある。今後のスケジュールと受け皿づくりについての考えを伺う。

国から地方への権限移譲の次には道州制の導入といわれている。道州制は、市にとってどういう意味を持つのか。今後、市は、道州制にどう対応していくのか。

【答弁】 市長

権限移譲される項目のうち22項目は今年度移譲済みで、建築確認事務、開発許可事務へ対応するため、建築指導課から開発指導課を分離新設し、職員も8名増員した。全移譲項目に必要な職員数は30人程度と見込むが、研修を受け、事務処理を行う中で、人員配置の再調整や、場合によっては組織機構の見直しも必要と考える。今後は、生活環境・福祉関係中心の55項目が来年度、産業・建設関係中心の44項目が平成20、21年度に移譲予定である。来年度の移譲

へ向けては、県が行う研修に参加するなど準備を進めており、10月には県と最終協議を行う予定である。道州制については、道州の具体的な役割などこれから議論されるため、市町村への影響は未知数である。

消防体制の一元化について

【質問】

本市の常備消防業務は、合併協議により、安芸津町を竹原広域行政組合が、その他の地域を市消防局が管轄している。一方で市消防団は全市で統一されたため、安芸津町で消防団の出動要請を行う場合、安芸津消防署から竹原広域行政組合を経由し、市消防団へ出動が要請されることになる。また、資機材の整備や人員配置などが同じ市域で異なることにもなる。市内均一の消防業務を行うため、安芸津町区域を市消防局と一体化すべきと考えるがどうか。湯来町と広島市の合併では、湯来町が山県西部広域行政組合から脱退し、残る安芸太田町と廿日市市西部は北広島町に事務委託していることから、安芸津町を市消防局が管轄することは不可能でないかと考える。

【答弁】 消防局長

安芸津消防署の資機材整備におい

では、本市と均一となるよう予算上調整している。また、市消防団と竹原広域消防本部が連携を密にし、迅速な災害対応に努めている。今後は、平成24年度を目途に進められている消防組織の広域再編を検討する中で取り組んでいく必要がある。山県西部広域行政組合は、解散し、既存の消防本部へ事務委託することで消防の弱体化を招かないことを条件に県が認めたもので、本市とは状況が異なるが、今後調査・検討したい。



安芸津消防署

教育施設の整備について

【質問】

市内の小・中学校の適正配置を検討する学校適正配置検討委員会が立ち上げられたが、例えば分離新設する場合には、施設規模や面積、位置、周辺地域の状況、将来の学校区域な

ど、全体計画の中で検討すべきと考える。また、応急的な措置として仮設教室で対応するならば、単独市費を用いても教職員の増員が必要と思うが、検討委員会の進捗状況を伺う。公民館、文化センターといった社会教育施設やコミュニティ施設などの整備状況や設置基準は旧市町で異なり、地域間に不均衡が生じている。既存施設の有効利用により重複投資を避け、最低限充足すべき施設、優先順位、整備時期など統一基準を設け、開示すべきと思うがどうか。

【答弁】 学校教育部長・企画部長

学校適正配置検討委員会では中心市街地の検討から進めているが、本地域の対策として、教室不足が短期間なら仮設教室対応、長期間の場合は校舎増築が通学区域の変更、分離新設が議論されている。西条中学校は、増築スペースが無く、隣接の学校も生徒増が見込まれるため、分離新設が最善との意見が多い。次回、中心市街地問題の結論を出す予定で、統廃合を含めた市全体の適正配置は、その後検討する。

市内の社会教育施設の不均衡の解消へ向けては、既存の施設や支所の余裕スペースなどに機能を追加することで対応したい。施設の整備基準の一元化は、これから取り組むべき重要な課題であり、各種施設の機能統合や転用など、既存施設を最大限に生かしながら効果的な行政運営を行うために、早急に研究を行いたい。

●その他の質問項目Ⅱ水源の確保

平成18年
第3回定例会

駐車場条例が改正されました

西条駅前駐車場と八本松駅前駐車場の使用料が30分まで無料に

平成18年第3回（9月）定例会では、市長から提案された議案19件、議員提出議案4件の計23件の議案と請願1件が上程されました。

定例会初日には、20議案と請願1件が上程されました。そのうち同意案2件と議員提出議案3件は初日に審議し、それぞれ可決しました。

また、西条駅前駐車場、八本松駅前駐車場の利用を促進し、西条駅前、八本松駅前の渋滞緩和を図ることを目的とした「駐車場条例の一部改正について」などの議案と請願を所管の常任委員会に付託し、各常任委員会での審査を行いました。

定例会最終日には、各常任委員会に付託された案件について、各委員長は報告、討論、採決を行いました。その結果、議案についてはすべて提案どおり可決し、請願については、閉会中の継続審査としました。また、議員提出議案1件を提案どおり可決しました。

同じく最終日に上程された平成17年度の決算2件については、これらの審査を行うために、16名の委員で構成する平成17年度決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることになりました。

■第3回定例会の日程

9月11日（1日目）	開会、会期の決定、議案説明、同意案採決【同意可決】、議案・請願付託（常任委員会）、議員提出議案採決【原案可決】
9月13日（2日目）	一般質問
9月14日（3日目）	一般質問
9月15日（4日目）	一般質問
9月20～22、25日	付託議案・請願の常任委員会審査
9月26日（5日目）	常任委員長報告—議案採決【原案可決】、請願【閉会中の継続審査】、議員提出議案採決【原案可決】、追加議案説明、平成17年度決算特別委員会設置・委員の選任・議案付託【閉会中の継続審査】

■第3回定例会で

可決した案件

- 条例案等 ……11件
- 予算案 ……4件
- 同意案 ……2件
- 議員提出議案 ……4件

常任委員会に

付託して可決した案件

【総務委員会付託案件】

● 消防団の設置等に関する条例等の一部改正

消防組織法の一部改正に伴い、同法の条項を引用している「消防団の設置等に関する条例」、「消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」、「非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」、「消防本部及び消防署の設置等に関する条例」について、所要の規定の整備を行うもの。

【文教厚生委員会付託案件】

● 老人医療費助成条例等の一部改正

「老人医療費助成条例」、「重度心身障害者医療費支給条例」、「乳幼児等医療費支給条例」及び「ひとり親家庭等医療費支給条例」について、特定承認保険医療機関の廃止に伴い、各条例における引用部分を削り、「重度心身障害者医療費支給条例」及び「ひとり親家庭等医療費支給条例」について、入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該療養費の給付に関する生活療養標準負担相当額について、医療費を支給しないこととするもの。

また、「重度心身障害者医療費支給条例」について、障害児施設医療を受けることができる者を医療費の支給対象者にしようとするもの。

〈反対討論〉

大企業や資産家などへは、法人税の引き下げなどで優遇する一方、本来支援をしなければならぬ重度心身障害者やひとり親家庭などに対しては、新たに居住費や食費などに関する医療費負担を求めている。

【市民経済委員会付託案件】

●字の区域の変更

福富町下竹仁の宮郷地区において、平成15年度から平成18年度にかけて、中山間地域総合整備事業で区画整理工事を施行した区域のほ場区画の形状が変更されたことに伴い、字の区域を変更するもの。

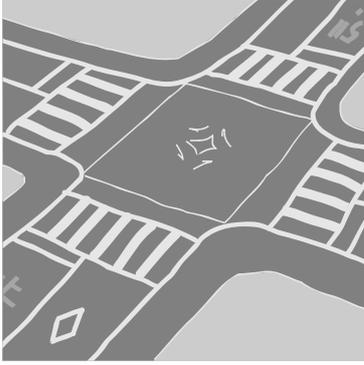
【建設委員会付託案件】

●市道の路線の廃止

合併後の市道の路線の見直しに伴い、路線名及び起点、終点の変更を行う必要が生じた129路線を廃止するもの。

●市道の路線の認定

合併後の市道の路線の見直しに伴い、路線名及び起点、終点を変更した120路線を一般交通の用に供するため、市道として認定するもの。



●請負契約の締結

黒瀬保健福祉センター（仮称）新築工事（建築）の請負契約を締結するもの。

契約金額

2億4093万9000円

契約の相手方

株式会社平岡建設

●請負契約の締結

公共下水道事業八本松1・3号汚水幹線建設工事の請負契約を締結するもの。

契約金額

4億3942万5000円

契約の相手方

機動・明成特定建設工事
共同企業体

●委託契約の変更

東広島運動公園野球場の建設工事の委託に関する基本協定について、契約金額を増額し変更するもの。

増加額

6400万円

変更後の契約金額

16億6100万円

●駐車場条例の一部改正

西条駅前駐車場と八本松駅前駐車場の使用料について、現行の1時間以内100円としているものを、30分以内を無料とするなどの改定を行い、駐車場の利用促進や西条駅前南口広場、八本松駅前広場の道路交通の円滑化を図るもの。

請 願 を継続審査としました

●市道寺家南21号線沿い道路・河川整備・改修・及び排水設備に関する請願

《建設委員会付託》

▽請願の要旨

西条町寺家地区では、水田の急速な宅地化や、地区を流れる黒瀬川が天井川であることから、雨が続く

地区の河川の水位が上昇し、自動車などが河川に落下するなどの事故が発生している。そのため、「大雨に耐える河川改修」、「市道の拡幅、冠水問題の解決のための強制排水施設の設置」、「地域住民が安全に歩行できるよう河川へふたを設置する」などの措置を講ずるよう求めるもの。

議員提出議案 を可決しました

●基地対策予算の増額等を求める意見書の提出

基地交付金及び調整交付金については来年度予算において増額措置を講じ、基地交付金の対象資産を拡大すること、基地周辺対策経費の所要額を確保し、補助対象施設及び範囲を拡大することなどを要望する意見書を政府に提出するもの。

●地方の道路整備の促進に関する意見書の提出

受益者負担制度の趣旨にのっとり、道路特定財源の使途は、国民の意見を適切に反映し、道路整備に必要な予算を確保すること、地方の遅れた高速道路整備推進を支援するために地方の道路整備を推進することなどを要望する意見書を政府に提出するもの。

〈反対討論〉

道路特定財源を一般財源化し、その中で道路建設に係る予算を確保すべきである。市町村合併と道路整備の問題は切り離して考えるべきである。

●議員派遣

議公会報委員会行政視察、市町村議会議員特別セミナーに議員を派遣するもの。

●手数料条例の一部改正

宅地造成等規制法の一部が改正されたことに伴い、宅地造成工事変更許可申請手数料を新設し、当該変更許可申請者から徴収するもの。

●地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

東広島都市計画下見大池東地区地区計画と御菌宇勝谷地区地区計画の区域内において、建築物の用途の制限や容積率の最高限度などの建築制限を定めるもの。



委員会への付託を省略して

可決した案件

●固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

東広島市西条中央六丁目2番29号

伊藤 秀三

●固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

東広島市河内町河戸1160番地

吉原 光男

●平成18年度一般会計補正予算（第1号）を可決しました

補正額 13億9,237万7千円増 総額 645億5,537万7千円

（主な補正内容）

・総務費（財政調整基金への積み立ての増など）	12億6,258万2千円増
・民生費（障害者自立支援法の施行に伴う事業の調整など）	1,695万7千円増
・衛生費（し尿処理施設の調査設計に係る経費）	324万3千円増
・労働費（雇用助成金の増）	1,000万0千円増
・商工費（広島テクノプラザの施設整備助成）	1,575万0千円増
・土木費（市営住宅の排水工事費など）	1,975万3千円増
・教育費（小・中学校の仮設教室の建設経費など）	6,409万2千円増

〈反対討論〉

財政調整基金へ12億5,200万円もの積み立てを行う前に、重度心身障害者やひとり親家庭、乳幼児への支援をもっと行う必要がある。大規模学校給食センター建設については、給食配送中の交通事故や渋滞、O157などの食中毒への対策が不明であり、大規模給食センターと自校方式との運営面、経済効率面での比較について説明されていない。

●平成18年度特別会計補正予算を可決しました

会計名（補正回数）		補正額	総額
国民健康保険（1）	事業勘定	6億8,124万5千円	137億9,257万2千円
介護保険（1）	保険事業勘定	3,679万8千円	90億7,094万0千円

●平成18年度水道事業会計補正予算（第1号）を可決しました

区分		補正額	総額
収益的収入及び支出	収入	1,898万0千円	42億7,363万3千円
	支出	1,519万2千円	43億1,011万2千円
資本的収入及び支出	収入	9,993万2千円	9億3,659万9千円
	支出	6,389万0千円	19億1,132万8千円

閉会中の

継続審査となった案件

〔平成17年度決算特別委員会付託案件〕

- 平成17年度歳入歳出決算の認定
- 平成17年度水道事業会計決算の認定

これらの案件については、平成17年度決算特別委員会を設置し、閉会中に継続して審査を行うことになりました。

特別委員会には、次の委員が選任されました。

平成17年度
決算特別委員会委員

委員長	中平 好昭
副委員長	乗越 耕司
委員	竹川 秀明
〃	麻生 豊
〃	池田 隆興
〃	高見 利明
〃	早志 美男
〃	山下 守
〃	鈴木 利宏
〃	小川 宏子
〃	石原 賢治
〃	赤木 達男
〃	寺尾 孝治
〃	坂本 一彦
〃	石丸 正喜
〃	門田 啓

行政視察報告

市民経済委員会

●日時／10月25日～10月27日

●視察地／那覇市・久留米市・大分市
沖縄県那覇市では、地域社会全体で循環型社会を構築していくための「ゼロエミッション基本構想」と、指定ごみ袋を導入しての「家庭ごみ収集の有料化」について、福岡県久留米市では、生産者、消費者それぞれが農業に積極的に関わる取り組みとしての「食料・農業・農村基本条例及び農業振興施策」について、大分県大分市では、全国的な知名度を誇る関あじ・関さばの「ブランド化及びこれを生かした産業振興」についての行政視察を行った。
これら視察を行った事業を参考として、本市の今後の施策に生かしていきたい。



市民経済委員会行政視察（大分市）

議会運営委員会

●日時／10月30日～11月1日

●視察地／豊田市・町田市・市川市



議会運営委員会行政視察（市川市）

愛知県豊田市では、議会の活性化を推進するための特別委員会を設け、質問を1項目ずつ区切り、そのたびに答弁する方式を取り入れるなど、議会自ら改革を押し進めている。

東京都町田市では、平成11年から議会活性化の取り組みを進めており、インターネットによる議事録公開や議会中継を行っている。

千葉県市川市では、インターネットによる議会中継のほか、市内のケーブルテレビを利用した中継を行い、開かれた議会を目指している。

これら先進市の事例を参考とし、本市の議会改革及び議会の活性化を検討していく。

議会会報委員会

●日時／10月18日～10月19日

●視察地／久留米市・長崎市

福岡県久留米市、長崎県長崎市で、議会だよりと議会ホームページについての行政視察を行った。両市とも、議会ホームページ上で本会議のインターネット中継を実施しており、市民に身近な議会の実現、情報の速報性の向上に向け努力している。さらに長崎市では、過去の本会議録画ビデオもインターネット上で公開するなど、議会ホームページの充実を図っている。

これら視察を行った事項については、本市議会の広報活動においても参考となる点が多く、今後の議会だより、議会ホームページに反映していけるよう努力していきたいと考えている。



議会会報委員会行政視察（長崎市）

議会の動き

平成18年8月8日～平成18年11月6日

- 8・17 全員協議会
- 〃 議会運営委員会
- 8・22 京都府福知山市議会来市
- 〃 愛媛県西条市議会来市
- 9・1 総務委員会
- 9・4 文教厚生委員会
- 9・5 市民経済委員会
- 9・6 建設委員会
- 9・7 議会運営委員会
- 9・11 平成18年第3回定例会（1日目）
- 9・13 平成18年第3回定例会（2日目）
- 9・14 平成18年第3回定例会（3日目）
- 9・15 平成18年第3回定例会（4日目）
- 〃 議学会報委員会
- 9・20 文教厚生委員会
- 9・21 市民経済委員会
- 9・22 建設委員会
- 9・25 総務委員会
- 〃 庁舎建設等特別委員会
- 9・26 議会運営委員会
- 〃 平成18年第3回定例会（5日目）
- 〃 決算特別委員会
- 〃 議学会報委員会
- 9・28 決算特別委員会（企画部・総務部）
- 9・29 決算特別委員会（生活環境部）
- 10・2 決算特別委員会（福祉部）
- 10・3 決算特別委員会（産業部）
- 10・4 決算特別委員会（建設部・都市部）
- 10・5 決算特別委員会（教育委員会）
- 10・6 決算特別委員会（消防局）
（水道局 総括質疑、採決）
- 10・10 決算特別委員会（総括質疑、採決）
- 10・17 総務委員会
- 〃 全員協議会
- 10・18 静岡県磐田市議会来市
- 〃 議学会報委員会行政視察（～19日）
- 10・24 建設委員会
- 10・25 市民経済委員会行政視察（～27日）
- 10・26 東京都足立区議会来市
- 〃 文教厚生委員会
- 10・30 議会運営委員会行政視察（～11月1日）
- 11・1 岐阜県大垣市議会来市
- 11・2 総務委員会
- 11・6 議会運営委員会
- 〃 議学会報委員会

市民の声

西条町寺家

山下 三俊

私は今、中・高の部活動に顔を出しています。「おはようございます」「こんにちは」の声に迎えられ、さわやかな気持ちに浸り『さあやろう！』と自らを鼓舞する毎日です。部活動は技術の習得はもちろんですが、その活動を通して集団生活のルールを学び、協力・思いやり・忍耐力・礼儀など生きていく上で大切な心の糧を培うことのできる素晴らしいものだとは私は信じています。部活動に取り組んでおられる先生方のエネルギーと生徒達の成長は東広島市教育の誇れる大きな財産だと思います。しかしながら昨今の教育現場

は忙し過ぎて、先生方の気力・体力ともに限界に近いように見えます。多忙な先生を支援するために、体育協会、地域から部活動、生活指導のできる人を発掘すること（組織作り）が必要だと思います。東広島市教育の良さ伝統である文武両道を継承し、なお一層地域に開かれた学校となるよう、外部指導員の活用により、活力ある教育活動の充実・発展を願うものです。

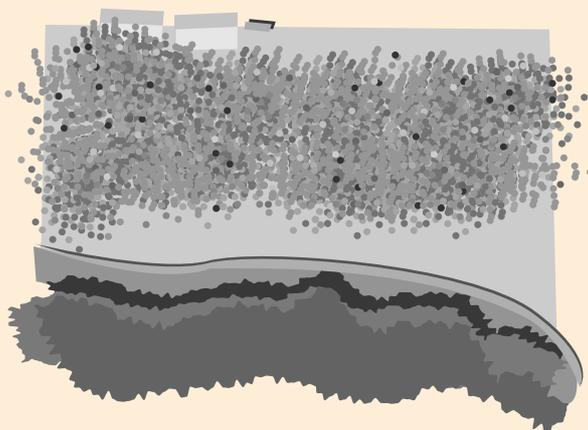
西条町寺家

鎌田 逸美

平成元年1月7日の新聞に、「史記」は、「父は義を、母は慈を、兄は友を、弟は恭を、子は孝を」大切にすべきだと。そして、そうした教育が施された結

果「内平らかに外成る」家庭内は平和となり、社会はよく治まる結果となった、と説いている。新元号の「平成」にはこうした意味が込められている。とありましたが、はて現在は何？…

- 皆さんから出された陳情
- ▽2006年原水爆禁止国民平和実行進への協力を求める要請書
- ▽シルバー人材センターへの支援と協力について
- ▽「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情について



安芸津の魅力を再発見 「安芸津DNA」が開催されました

9月16日から10月1日まで、安芸津町三津のJR安芸津駅周辺で、東広島現代美術プログラム2006「安芸津DNA」が開催され、安芸津町の街並みを舞台に、26名の現代造形作家の芸術作品が展示されました。

東広島現代美術プログラムは、平成15年の高屋町白市での開催に続き今回が2回目で、期間中には約4,000名が安芸津町の古い街並みと芸術作品を堪能しました。



東広島現代美術プログラム2006「安芸津DNA」

議会 豆知識

◆閉会中の継続審査◆

へいかいちゅうのけいぞくしんさ

議会での活動は、原則として会期ごとに独立しており、委員会での審査もこの会期に拘束されます。そのため、会期中に審査が終了せず、本会議での議決に至らなかった場合、その案件は会期終了とともに廃案となり、消滅します。このような場合の例外として、「閉会中の継続審査」が認められています。

平成18年第3回定例会においては、平成17年度歳入歳出決算の認定と水道事業会計決算の認定、請願1件の計3件が閉会中の継続審査となり、定例会閉会後も継続して審査を行うこととしています。

市議会からのご案内

●本会議を傍聴してみませんか

平成18年第4回定例会は12月8日から開かれる予定です。本会議はどなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議開会日の当日、議会事務局で傍聴券を受け取り入場してください。席は42席で、車いす用も2席あります。

また、傍聴にあたり、手話通訳を希望される方は、傍聴希望日の3日前までに申し込みをしてください。

なお、市議会中継ビデオを各支所、志和・高屋出張所で見ることができます。ご覧になりたい方は、各支所、出張所にお越しください。

●「会議録」を閲覧できます

本会議での審議内容などを記録した「会議録」を閲覧することができます。

閲覧できる場所は、市役所本館4階・議会事務局または各支所の地域振興課、時間は開庁日の平日8:30~17:00です。そのほか、東広島市立中央図書館や広島県立図書館、東広島市議会ホームページでも閲覧できます。市役所で閲覧を希望される方は議会事務局までお問い合わせください。

また、東広島市議会ホームページでは、市議会だよりや市議会の仕組み、各議員のプロフィールなどを紹介しています。東広島市公式ホームページの「市議会情報」からご覧ください。

東広島市議会ホームページ・アドレス

<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/>

●市議会だよりに関するご意見・ご感想をお寄せください。

〈連絡先〉東広島市議会事務局

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話 082-420-0966 FAX 082-424-9465

平和・非核兵器都市宣言
人権尊重都市宣言
東広島市

編 集 後 記

新市長のもと2回目となる定例市議会が閉会となりました。この議会では、14名の議員が一般質問に立ちました。皆様の関心も高く、多くの方が傍聴に来られました。国政においては安倍内閣が発足し、ますます政治に関心を持たれる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

私たち議員は、皆様に市政を身近に感じていただき、切実な声を反映させるため、常に緊張感を持って責任を果たしていきたいと思っております。

小川宏子